

軽減税率実施後の消費税申告書作成のポイント

消費税の税額計算セミナー

消費税率10%への引上げと同時に軽減税率制度が実施され複数税率となりました。事業者の皆様には業種にかかわらず、「適用税率ごとに区分した経理」や「複数税率に対応した請求書等の発行」などが必要になります。

本セミナーでは、軽減税率実施後の税額計算の知識習得をはじめ、消費税申告書作成のポイントと税額計算の特例等についてわかりやすく解説いたします。事業所の経理担当者など、多数ご参加ください。



講師 松永聡税理士事務所
所長 松永 聡 氏

大学卒業後、国税専門官16期生として福岡国税局採用。以後28年間国税局及び税務署の勤務を経たのち2016年退職。現在、鳥栖市弥生が丘にて税理士業及び経営革新等支援機関としての経営コンサル業を営む。

日時

令和2年 **1月15日(水)**
14:00~16:00

会場

鳥栖商工会議所2階 研修室
(鳥栖市元町1380-5)

受講料

無 料 **定員** 20人

申込先

電話・FAXでお申し込みください。
鳥栖商工会議所 中小企業相談所
TEL: 83-3121/FAX: 83-8888

【講座内容】

- おさらい軽減税率制度の概要
- 軽減税率の消費税額の計算方法
- 区分記載請求書等保存方式・税額計算の方法・中小事業者に対する税額計算の特例
- 適格請求書等保存方式・適格請求書導入による手続き・免税事業者の課税仕入に係る経過措置



※受講希望の方は下記申込書に記入のうえ鳥栖商工会議所へお申込み下さい。

切り取らずにこのままFAXしてください

令和2年 月 日

【申込書】 鳥栖商工会議所 (FAX: 0942-83-8888) 行
「消費税の税額計算」セミナー 受講申込書

事業所名		参加者名	
EX-ルアドレス		参加者名	
所在地	〒		
TEL	() -	FAX	() -

ご記入いただいた情報は、当所からの各種連絡、情報提供のために利用することがあります。